

# 電話等サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年12月27日現在

～2022年12月26日

2022年12月27日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条～第19条（略）</p> <p>（利用停止）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その電話等サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</p> <p>なお、当社は本項に基づく付加機能（地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電気通信番号を契約者に付与することがあります。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第20条の2～第54条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第19条（略）</p> <p>（利用停止）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その電話等サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関<a href="#">及び総務省</a>に対し当該契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</p> <p>なお、当社は本項に基づく付加機能（地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電気通信番号を契約者に付与することがあります。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第20条の2～第54条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p>
--	---

附則（令和4年12月22日 CAS企第00998891号）

この改正規定は、令和4年12月27日から実施します。